○柏崎市の建築協定

名称	第二赤坂山土地区画整理地区建築協定
申請者	柏崎市緑町 1-24 第二赤坂山土地区画整理地区建築協定運営委員会 委員長　小山　芳雄
認可番号・認可日	第 1 号・平成 11 年 8 月 9 日
建築物に関する基準	協定区域の建築物の用途、意匠等は、次の各号に定める基準によらなければならない。（以下の用途地域の制限等については別紙によるものとする。） ⑴　本地区においては、国道 8 号バイパスに接する宅地を除く部分については、第一種住居地域内に適合する建築物以外は、建築してはならない。 ⑵　本地区の国道 8 号バイパスに接する宅地は、準住居地域に準ずる地域とし、一戸建住宅が接する部分には、幅 1m位になる樹（カイズカイブキ等）を植樹（生垣）する。ただし、事務所及び店舗等は、この限りでない。 【別紙】 1　前記の協定区域内の土地について、以下の制限を定める。 ⑴　建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は 10 の 6 を超えてはならない。 ⑵　建築物の延面積の敷地面積に対する割合は 10 の 20 を超えてはならない。 ⑶　建築物の各部分の高さは次に掲げるもの以下としなければならない。 ア　前面道路の反対側の境界線からの水平距離が 20 メートル以下の範囲内においては、当該部分からの前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 1.25 を乗じて得たもの。 イ　建築物の高さが 20 メートルを超える部分を有するものにあっては、当該部分からの隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに 1.25 を乗じて得たものに 20 メートルを加えたもの。 ⑷　日影による建築物の高さの制限は、建築基準法別表第 4 の 3 項を適用し、日影時間は同表（に）欄（二）号を適用する。 ⑸　建築物の用途のついては、第 6 条⑴にあげる地区には建築基準法別表第 2（ほ）欄、同条⑵にあげる地区には同表第 2（と）欄を適用する。

※詳細は建築住宅課にお問い合わせください。